

居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証要領

1 目的

利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成を資するために、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すもの。

2 検証の実施法令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省第38号）第十三条第十八号の三

3 検証対象

市内に所在する指定居宅介護支援事業所

4 対象要件

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件（※）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月以降に作成または変更したケアプランのうち、介護保険課が提出を求めるもの。

（※）居宅介護支援事業所を抽出する要件

区分支給限度額の利用割合が7割以上かつ、その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」であること。

5 抽出及び検証の流れ

- (1) 介護保険課は、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから抽出された帳票を受領し、厚生労働大臣が定める基準に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、個々に見て最も訪問介護サービス利用割合が高いものなどで、介護度別に1件ずつ以上を指定する。
- (2) 介護保険課から該当する居宅介護支援事業所に対し、届出書及びケアプランの提出を依頼する。
- (3) 依頼のあった居宅支援事業所は、当該ケアプランの利用の妥当性を検証し、届出書に訪問介護が必要な理由等を記載し、その他の提出書類とともに介護保険課に提出する。
- (3) 介護保険課は提出されたケアプランの妥当性を検証し、その結果を居宅介護支援事業所に通知する。
- (4) 居宅支援事業所は検証結果を踏まえ再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行う。

6 提出書類

- (1) 居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証の届出書
- (2) ケアプラン 第1表から第3表
- (3) 基本情報（フェイスシート）
- (4) 課題分析表（アセスメントシート）

7 検証の留意点

- (1) 居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証は、サービスの利用を制限するものではないことに留意する。
- (2) 提出書類以外の情報が必要な場合は、介護保険課から届出者に電話での聞取りや、追加で資料の提出を依頼する。
- (3) 検証の結果、是正が必要とされた場合、必要時、介護保険課から届出者に対して対応状況の報告を求める。

8 参考資料

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（介護保険最新情報 Vol. 1009）

付 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。